

各位

白光金属工業株式会社

改正労働安全衛生規則に基づく、熱中症対策の強化について

白光金属工業株式会社では、従業員の健康の保持促進を図ることは企業の責務であると捉え、かねてより安全快適に働ける職場環境を積極的に整備してまいりました。今般、令和 7 年 6 月 1 日施行の改正労働安全衛生規則に基づき、下記の通り熱中症対策を一層強化いたします。

弊社では、引き続き従業員の健康増進に向けて、さらなる環境整備に取り組んでまいります。

【対象者】

「WBGT 28 度以上または気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上
または 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業者

【体制整備】

■ 設置設備

- ・工場内加熱炉放熱を工場外へ逃がす設備を天井に設置（約 300 万円）
- ・水分補給のために各所に冷水器を設置
- ・工場内設備ごとにスポットクーラー設置
- ・出荷場部屋にスポットクーラー設置
- ・荷受場に冷蔵庫設置とサーキュレーター設置

■ 支給品

- ・栄養ドリンク 1 本/日
- ・ペットボトル水 1 本/日
- ・高温作業場での作業者には空調服（2 着）
- ・アイススラリー
- ・アイスリング
- ・超ロングひんやりタオル
- ・塩飴

【熱中症発生時の手順】

- ・熱中症発生時の実施手順を 2025/5/30 付で発行

【関係者への周知】

- ・全従業員に対して熱中症についての説明
- ・実施手順書を各所に掲示

（以上）